

# 長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託

## 2 業務目的

長瀬射撃場は、施設の老朽化等に伴う収支の悪化が課題となっており、さらに獣害対策の強化など新たな課題も顕在化している。

このため、狩猟人材の育成、射撃スポーツの振興など様々な役割を担う長瀬射撃場の施設整備の方向性の検討に向けて、今後の行政需要の見通しや、効果的な設備のあり方を把握するためのデータ収集や推計、分析等を行う調査を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 射撃場を取り巻く現状の調査

以下の項目に係る調査検討等を実施する。

調査内容の検討及び調査結果の分析評価に当たっては、各項目の分野の専門家から助言・監修を受けること。

(同一の専門家が複数の項目を担当することも可とする。)

#### ①市場動向調査

長瀬射撃場の利用可能性のある首都圏及び東日本の狩猟・射撃人口の現状を把握するとともに、獣害対策の強化等に伴う需要の動向を反映した市場全体の成長を予測し、これらを踏まえた長瀬射撃場の今後の利用者推計を整理する。

#### ②類似施設の研究

関東近県で長瀬射撃場と競合関係にある施設の状況(設備、特徴、利用者数等)や、全国的な先進施設(狩猟人材育成に重点を置く兵庫県立総合射撃場など)を調査し、近県の射撃場との相互補完や差別化方策を検討する。

#### ③施設類型ごとのメリット・デメリットの検証

「①市場動向調査」及び「②類似施設の研究」を踏まえ、今後県営射撃場に求められる役割を整理した上で、次の4つの類型に応じた施設のあり方(射場の種類や射座数、設備の仕様、所要面積、付帯設備等)と費用対効果(設備投資・運営経費等の費用と収入の比較)を分析し、各類型のメリットとデメリットを比較する。

なお、施設類型については、例示した4パターン以外の提案を行うことも可とする。

ア 狩猟者の技能向上に重点を置いた射撃場

イ 射撃競技の発展に重点を置いた射撃場

ウ 狩猟者の技能向上及び射撃競技の発展の双方を行う射撃場

エ 本施設を廃止し、近隣類似施設の利用を促進

#### ④利用料金の検討

獣害対策を担う狩猟人材の育成という行政目的を果たしつつ、利用者数の拡大と収益の最大化という経営上の課題を解決するための適切な料金設定のあり方について調査、検討を行う。

#### ⑤運営主体の検討

現在は特定の民間事業者運営を委託(指定管理)しているが、射撃場を効果的・効率的に運営することが可能な主体として、他県等の参考となる事例の調査やJV(共同企業体)など新たな方式の検討などを行うとともに効果的な運営が見込まれる候補事業者の提案を行う。

#### (2) 報告書の作成

報告書は、電子データで提出する。報告は中間報告と最終報告の2回とする。

#### (3) その他

ア 長瀬射撃場の基本情報については、ホームページや「埼玉県長瀬射撃場のあり方に関する検討報告書(R7.12)」等を参考にすること。

なお、費用対効果や将来推計等の推計・試算については、前述の報告書の内容にとらわれることなく、ゼロベースで新たな提案を行うこと

イ 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

ウ 受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

エ 受託者は、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

オ 業務委託実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、協議の上実施すること。

カ 受託者及び「4(1)」に記載の専門家は、当該施設の在り方に関する外部有識者会議等(以下、「有識者会議」という。)が開催された場合、県からの要請に基づき出席し説明等を行うこと。

なお、有識者会議への出席等に係る経費(報酬、費用弁償等)は県が負担するものとする。

(参考)令和7年度実施の有識者会議に関する URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/hokubu/ooyakenosisetuarikatayuusikishakaigi.html>

## 5 業務スケジュール

スケジュールは下記を予定するが、具体的な実施時期は委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

- ・ 調査開始(4月)
- ・ 調査の中間報告(7月中旬)  
(中間報告を基に「有識者会議」で協議・検討(8月))
- ・ 有識者会議で出された意見等に基づく追加調査、検討(8月～9月)
- ・ 最終報告書案の取りまとめ(8月～9月)
- ・ 最終報告(10月)

## 6 業務実施上の条件

### (1) 貸与資料

ア 「長瀬射撃場あり方検討委員会」報告書及び検討関係資料

イ 埼玉県長瀬射撃場の指定管理業務にかかる事業計画及び収支予算、指定管理業務実施事業報告及び収支計算(平成30年度～令和7年度)

ウ その他、検討を行うため、受託者が必要とする資料がある場合、委託者と受託者で協議の上、委託者が必要と認める場合に貸与する。

### (2) 打ち合わせ回数(オンライン可)

3回以上(業務着手前、調査の中間報告(1回)、調査報告書(案)完成時、その他県が必要と認める場合)

## 7 業務実施に関する留意事項

### (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

### (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

### (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

### (4) 委託業務により得られたデータ等の使用、保存、処分には、委託内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。

### (5) 県による検査確認に合格した旨の通知を受けた時点をもって、直ちにすべてのデータをはじめとする調査書類等を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。

### (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の適用を受けるものとする。

### (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

### (9) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

### (10) 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。

### (11) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、生じた時から県に帰属する。

### (12) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。